熊

都市計画事業の事業計画の変更認可

開発行為に関する工事の完了

毎週 月・水・金曜日発行



目 次

示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し 熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項 (税 (経営金融課) 務 課

保安林の指定に関する予定

(森林保全課)

Ξ

(都市計画課)

**建** 兀

兀

〔八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会〕

八代地区やさしいまちづくり推進協議会の会議の開催

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催

依

( 八代地区やさしいまちづくり推進協議会)

示

告

熊本県告示第九百九十二号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成十三年十二月十七日

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項(平成十三年熊本県告示第三百二十六号)の一

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県知事

潮 谷 義 子

部を次のように改正する

第六条に次の一号を加える。

畜産業を営む者と直接取引を行っている中小企業者又は間接的な取引の連鎖関係に

ある中小企業者で、次に掲げる要件をすべて備えているもの。

の同期間における取扱額の割合が二〇パーセント以上であること。 平成十三年六月から八月までの三か月間における総取引額に占める牛肉又は牛皮

二〇パーセント以上減少する見込みであること。 ており、 最近一か月の売上高等が前年同月の売上高等に比して二〇パー セント以上減少し かつ、その後の二か月を含む三か月間の売上高等が前年の同時期に比して

掲げる者に対する運転資金にあっては、四千万円以内とする。」に改め、「六千万円」の 内(前項第四号に掲げる者に対する運転資金にあっては、年一・九〇パーセント以内)」 る。」に改め、同条第三号中「年二・三〇パーセント以内」を「年二・三〇パーセント以 に改める。 万円)」を加え、「運転資金にあっては、一千五百万円以内」を「ただし、前条第四号に 下に「(運転資金にあっては、三千万円) 」を加え、「運転資金にあっては、三千万円以 第七条第一号中「一企業当たり(三千万円」の下に「(運転資金にあっては、一千五百 を「ただし、 前条第四号に掲げる者に対する運転資金にあっては、四千万円以内とす

附 則

兀

この要項は、告示の日から施行する。

2 改正後の第六条第四号に掲げる者に対する融資は、平成十四年三月二十九日までとす

兀

熊本県告示第九百九十三号

地方税法 (昭和三十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第三項の規定により、

2

熊本県知事 潮 谷 義 子

保安林予定森林の所在場所(熊本県阿蘇郡阿蘇町大字的石字黒岩一七四の一、一七四

の二、一七九、一八〇の一、字上西ノ平一八二の一、一八三、一九〇から一九四まで、

一九八の一、一九八の二、一九九

土砂の流出の防備

石	株		
石油サービス	株式会社ホンダ	名称	
	本田喜久雄	代表者	
	熊本市平田一丁目十五番一号	主たる事務所又は事業所の所在地	
	平成十三年十月一日	指定取消年月日	The state of the s

熊本県告示第九百九十四号

林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保安

平成十三年十二月十七日

熊本県知事 谷 義 子

保安林予定森林の所在場所(熊本県阿蘇郡阿蘇町大字黒川字南竹鶴八〇八の三五・大

字蔵原字立石一六〇七の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

熊

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度の次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊

本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百九十五号

林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安

平成十三年十二月十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

日| 二 指定の目的 三 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

次の図に示す部分に限る。)、一九一、一九二(次の図に示す部分に限る。)、一 字黒岩一七九、一八〇の一・字上西ノ平一八二の一・一八三 (以上三筆について

九三、一九四 ( 次の図に示す部分に限る。 ) 、一九八の二、一九九

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

2

3 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種(次のとおりとする)

本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊

熊本県告示第九百九十六号

林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保安

平成十三年十二月十七日

熊本県知事 潮 谷 義

桃木追二三三五の 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字西里字西田平二二七一の七、 字

二 指定の目的 土砂の流出の防備 三 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字西田平二二七一の七・字桃木迫二三三五の一(以上二筆について次の図に示す

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

部分に限る。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、次のとおりとする。

本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百九十七号

林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保安

平成十三年十二月十七日

熊本県知事 谷 義 子

保安林予定森林の所在場所(熊本県阿蘇郡高森町大字草部字白水一三三、一三四

指定施業要件

指定の目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字白水一三三・一三四 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

熊

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種(次のとおりとする)

本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百九十八号

3

す る。

林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保安

平成十三年十二月十七日

潮 義

大平一七八五、一七八七、大字中郡字榎谷二八五七 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字馬場字金山一七八一の一、 字

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字金山一七八一の一・字大平一七八五・一七八七・字榎谷二八五七(以上四筆に

ついて次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

2

- 3 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種(次のとおりとする)

本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百九十九号

の事業計画の変更を認可したので、同条第二 項の規定に基づき、次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、都市計画事業 |項の規定において準用する同法第六十二条第

平成十三年十二月十七日

熊本県知事 潮 谷 義

子

施行者の名称 芦北町

二 都市計画事業の種類及び名称 平成八年熊本県告示第四十三号芦北都市計画公園事業

五・五・一号 芦北海浜総合公園

事業施行期間 平成八年一月十九日から平成十八年三月三十一日まで

兀 事業地 収用の部分 葦北郡芦北町大字鶴木山地内

使用の部分 変更なし

4

告

同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、

平成十三年十二月十七日

熊本県知事

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

四百五十二・四〇平方メートル

上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑二三〇八番の一部及び同二三二二番の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市花立五丁目一一番四号

福井 恒夫

熊本市花立五丁目一一番四号

福 井 容子

## 熊本県公告第八百三十九号

同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、

平成十三年十二月十七日

熊

熊本県知事 潮 谷 義 子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡益城町福原字下満所八〇二番の一部

三百十三・二六平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名

上益城郡益城町大字福原八〇二番地

守芳

熊本県公告第八百三十八号

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、

次のとおり開催する。

平成十三年十二月十七日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第一号

登 載

依

頼

潮 谷 義 子

開催日時

平成十三年十二月十七日 (月)

開催場所

午後二時から午後三時まで

八代市西片町一六六〇番地

熊本県八代総合庁舎 ( 八代保健所 )

五階

大会議室

Ξ 議題

1 救急医療告示医療機関について

2 その他

兀

傍聴者の定員

五 傍聴手続

事務局の指示に従い、 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、 会議の会場に入ることができる。

傍聴の手続は、先着順で行い、 定員になり次第終了する。

問い合わせ先

八代市西片町一六六〇番地

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局(熊本県八代保健所総務企画課)

(電話〇九六五十三三十三一一)

八代地区やさしいまちづくり推進協議会公告第一号

八代地区やさしいまちづくり推進協議会の会議を、 次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、 次のとおりです。

平成十三年十二月十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

午後十時から正午まで 平成十三年十二月二十日(木) 開催日時

開催場所

熊本県八代総合庁舎 五階 大会議室 熊本県八代市西片町一六六〇

1 議題 高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画 ( 仮称 ) 素案について

傍聴者の定員 傍聴手続

五

兀

2 その他

さしいまちづくり推進協議会事務局の許可を得た上で、会場に入ることができます。 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、八代地区や

(電話〇九六五一三三一三一一 内線三〇一一)

問い合わせ先 熊本県八代市西片町一六六〇

八代地区やさしいまちづくり推進協議会事務局 (熊本県八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課)

印刷所

電話代〇九六十二八六十二二二一番株式会社 秀 巧 社熊本市国府四丁目一〇十一八

